

支拂票 (Voucher) とは、Kester に従へば、廣義に於ては或取引の確實なることを證明する證書を意味し、又狹義殊に支拂票制度の場合に於ては特個の仕入の受取を證明する一定様式の證書を意味する。而して Voucher が一般の受取證書 (Receipts) と異なる所は、其の特個の送狀に對する受取證書である點である。此所に特個の送狀に對する受取證書と云ふは必しも一通の送狀に對して一通の受取證書を作らなければならぬと云ふ意味ではない。數個の送狀に對して一個の支拂票を作ることは、支拂票の本質と矛盾するものではなく、又實際上此の如き方法は行はれるのである。兩者の相異なる要點は、Receipts とは單に支拂の受取證書を意味するに止まるに對し、Voucher とは一定の仕入の受取證書にして、之に依つて其の代金の支拂を確認し、且つ之に依つて小切手を振出し以て支拂を行ふ所のものである。之を要するに支拂票は企業が仕入商品を受取り、之に因つて發生したる負債を認め、之を辨済すべきことを係員に命令し、且つ之に依つて其の支拂を實行するに至るまでの手續を統制する所の傳票である。猶仕入先から受取の記入を請求するときは、代金支拂の受取證書として之を用ふることが出来る。

次に支拂票制度の運用の大要を説明すれば、下の如くである。即ち(1)先づ仕入商品が到着するときは、之を送狀及び

注文書に依つて調べ且つ品質其の他を審査し、満足なるときは之を受取り、之に對して支拂票を作製する。例へば9月4日 A商店から商品 200圓を受取るときは、之に對して支拂票を作る。之を假に支拂票第一號とする。支拂票第一號は 200圓の商品を受取りたることを明かにすると共に、其の支拂を A商店に對してなすべきことを確定するものである。之を支拂支拂票 (Voucher Payable) と稱する。

支拂票の作製と同時に支拂票記入帳に其の取引を記入することを要する。支拂票第一號は其の送狀と共に支拂未済支拂票として Unpaid Vouchers' File に A B C 順又は支拂期日順に依つて整理される。

(2) 次に支拂票第一號の支拂期日が到来し、200 圓の小切手を振出すときは、現金出納帳の貸方に之を記入することは勿論である。又支拂票第一號は之に由つて支拂済みとなつたのであるから、此の事實を明かにしなければならない。即ち支拂票の所定の欄に振出したる小切手の番號、例へば之を10號と假定すれば 10 を記入したる後、支拂票を支拂済支拂票 (Paid Vouchers' File) の部類へ移して保存しなければならない。又支拂票記入帳にも此の事實を記録することを要する。

(3) 支拂票記入帳の記入が定期に一般元帳の商品仕入勘定

及び支拂票勘定 (Vouchers Payable Account) へ轉記されることは、商品仕入帳の合計が商品仕入勘定及び仕入先綜括勘定へ轉記されるのと同じである。唯支拂票記入帳から仕入先勘定元帳への轉記は全然ない。其の代りに支拂未済及び支拂済の二部類の支拂票が、相俟つて仕入先勘定元帳を形造るのである。即ち支拂票の全體が、仕入先勘定元帳の貸方を形造り、支拂済支拂票の全體が其の借方を形造る。而して一定時に於ける支拂未済支拂票の全體が、仕入先勘定元帳の貸方残高、從つて又一般元帳の支拂票勘定の貸方残高と一致すべきであることは言ふを俟たない。

3 支拂票制度の前提

支拂票制度が適當である爲めには、下の如き條件又は場合であることを要する。

(1) 企業が現金即ち當座預金を以て速かに且つ規則正しく仕入代金の支拂を行ふことを第一の條件とする。支拂票制度は支拂票を中心とし其の番號順に依つて制度を規律するものであるから、支拂票の支拂は規則正しく行はれることを要する。又其の支拂が長期に亘る場合に於ては、支拂未済の支拂票が多數滯積するが故に其の整理及び取扱の上に困難を生ずる理である。

(2) 支拂票に對して振出す小切手は必ず其の全額に對す

ることを要する。例へば 1000圓の支拂票に對しては 1000圓の小切手、5000圓の支拂票に對しては 5000圓の小切手を振出すことを要する。若し之に反し 1000 圓の支拂票に對して 500 圓の小切手を振出し、5000圓の支拂票に對して 1000 圓の小切手を振出す如き、所謂一部支拂を行ふ場合に於ては、支拂票制度は圓滑なる運用を妨げられて混亂を惹起す結果となる。蓋し支拂票と小切手とは支拂票制度の双翼兩輪を成し不可分の關係にあるものであるから、其の一方を切斷するときは制度全體が片輪となる理である。

併しながら支拂票制度の下に於て若し一部支拂が行はれたならば、如何に之を整理すべきかと云ふに、此の場合に於ては舊支拂票の代りに二通の新支拂票を作製するの外ない。例へば、第 5 號 1000 圓の支拂票に對して 500 圓の小切手を支拂ふときは、500 圓の支拂票二通を作製し、其の一通例へば第 31 號は支拂済の分へ移され、他の一通例へば第 32 號は支拂未済の分として取扱はれる。此の場合に於て新舊支拂票の更改は一般仕譯帳に於て特に記録する方法があり、或は單に支拂票記入帳に於て記録する方法がある。

(3) 仕入先が多數であり、各仕入先からの仕入件数が比較的少く、且つ取引關係が繼續的でない場合に於ては、此の制度は適當である。何となれば此の如き場合に於ては仕入先

この債権債務の關係を特に繼續的に計算記録する必要なく、從つて仕入先勘定元帳を設ける必要がないからである。若し之に反し、(a)一定の仕入先からの仕入件數が多數に上り頻繁に送狀が到來し、之に對して多數の支拂票を作製しなければならない場合に於ては、此の制度は不適當となる。何となれば、此の如き場合に於ては支拂票の作製、整理等其の取扱に手數を要し且つ困難を生ずるに至るからである。

(b) 又仕入先との取引が繼續的であり、且つ其の取引額が商品仕入總額の重要な部分を占める場合に於ては、支拂票制度は不適當である。蓋し此の制度に於ては單に各個の支拂票のみを認め、個々の仕入先は之を認めず、仕入先勘定は之を設けないことが主眼であるから、各仕入先に就いて仕入額の多少、掛代金支拂の遲速その他の事項を知る必要がある場合に於ては、此の制度は不適當となる理である。

第十九章

元帳の組織

1 元帳の組織

本章に於て元帳の組織に就いて説明せんとする所は、元帳の分割並びに部分元帳を Self-balancing Ledger となす方法に就いてである。而して是れは主として総括勘定の問題に歸着する。

近世簿記に於ては、會計事務の分業の必要上並びに會計記録に精細と綜合とを併せ得んとする目的の爲めに、會計帳簿の組織が種々考案されて發達したのである。前數章に亘つて説明したる仕譯帳の分化發達は其の一である。又他方に於ては元帳の組織が發達し、從來一個の帳簿であつたものが分化して數種の元帳を形造るに至つた。即ち得意先勘定（即ち受取勘定勘定）並びに仕入先勘定（即ち支拂勘定勘定）は、貸借對照表に於ては各々一項目として表示されるけれども、元帳に於ては數十乃至數百の各個の勘定として存在するものであり、且つ其の記入の頗る多いものである。故に恰も商品賣上帳及び商品仕入帳が仕譯帳から分化して獨立の特殊仕譯帳

を形造るに至りたる如く、此等二種の勘定は得意先勘定元帳及び仕入先勘定元帳として各々独立の特殊元帳を形造るに至つたのである。而して固有の元帳は此等の特殊元帳と區別するため一般元帳 (General Ledger) と稱せられる。

此の如く一個の元帳が數個の部分元帳に分割されるときは此所に一つの不都合なる結果を生ずる。即ち複式簿記的一大特徴にして其の長所である所の試算表に依る記入の誤謬有無の吟味が、もはや此等の部分元帳に就いては成立たないこととなるのである。何となれば試算表の原理である借方合計は貸方合計に相等しこと云ふ關係は、元帳勘定の全部に就いては成立つけれども、得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳又は此等の元帳に含まれたる諸勘定を缺く所の一般元帳に就いては成立すべきものでないからである。此に於て此の缺點を補正し部分元帳をして各自獨立に其の試算表を作製することを得せしめることは、元帳組織の分化發達に伴ひ必然的に考究せらるべき問題でなければならない。総括勘定の設定に依る Self-balancing Ledger の考案は、即ち此の要求を充たす所のものである。

2 元帳の分割

元帳の分割は企業の性質、規模の大小等に依り自ら種種異なるべきものであるが、最も普通に行はれるのは之を三種に分

ち、(a)得意先勘定元帳 (b) 仕入先勘定元帳 (c)一般元帳となす方法である。猶(a)及び(b)は更に之を分割して各々數冊となすことがある。此の場合に於ては A B C 順又は地理的標準に據り、例へば得意先勘定元帳を三分して、第一冊を A より G、第二冊を H より M、第三冊を N より Z となし、或は仕入先勘定元帳を二分して市内の部と市外の部となすが如くにするのである。

又元帳を二分して一般元帳と祕密元帳となし、元帳勘定の中に祕密に附すべきものを集めて祕密元帳を作り、責任者が自ら之を管理する方法がある。祕密元帳に設けられる勘定の種類は各場合に依り自ら異なるけれども、商品財産勘定、資本勘定殊に合名會社に於ける社員の出資勘定、私用勘定及び俸給勘定の如き、財政上の借入金勘定の如き、集合損益勘定の如きは其の最も普通なるものである。

猶、第一及び第二の分割法は之を併用し得ること勿論である。

3 一般元帳と祕密元帳 (Private Ledger)

最も單純なる場合を假定して Self-balancing Ledger の原理を説明せんに、今次の如き試算表を示す元帳を有する企業が新に祕密元帳を作製し、之に×印の四勘定を移さんとする場合に於ては、一般元帳及び祕密元帳に次の如き記入を行ふ

ことを要する。

試算表

	元帳勘定	借方残高	貸方残高
×	資本勘定		80
×	建物勘定	25	
×	什器勘定	10	
	受取手形勘定	15	
	支拂手形勘定		20
	得意先勘定	30	
	仕入先勘定		10
×	商品勘定	20	
	現金勘定	10	
		110	110

第一 一般元帳 即ち從來の元帳には上記四個の勘定を除く爲めに下の如き記入を爲すことを要する。

80 資本勘定	建物勘定 25
	什器勘定 10
	商品勘定 20
	祕密元帳勘定 25
<hr/> 80	<hr/> 80

然る後一般元帳の試算表を作製すれば、次の如きものを得ることとなり、一般元帳は部分元帳となりたるに拘らず、獨立に其の試算表を作製し得る状態にあることとなる。是れは何故であるかと云ふに、上記四個の勘定を失ひたる代りに、此等を代表する所の祕密元帳勘定を新に設けたからである。

一般元帳試算表

受取手形勘定	15	支拂手形勘定	20
得意先勘定	30	仕入先勘定	10
現金勘定	10	祕密元帳勘定	25
			55
			55

第二 紘密元帳 新に設定したる祕密元帳には上記四個の勘定を移す爲めに下の如き記入をなすこととする。

25 建物勘定	資本勘定 80
10 什器勘定	
20 商品勘定	
25 一般元帳勘定	
<hr/> 80	<hr/> 80

然る後其の試算表を作るときは、恰もこれと同一のものを得る。此の場合に於て部分元帳である祕密元帳が Self-balancing Ledger となつたのは、一般元帳を代表する所の一般元帳勘定を設けたるが故である。

上例に依つて明かなるが如く、一個の元帳を一般元帳と祕密元帳とに二分したる場合に於て、各部分元帳が各自獨立の試算表を製作し、之に依つて自己統制を行ひ得る所以は、分割に際し二個の総括勘定を設定したからである。即ち一般元帳は祕密元帳勘定なる総括勘定に由り、又祕密元帳は一般元帳勘定なる総括勘定に由つて各々 Self-balancing Ledger となることを得たのである。

若し此の場合に於て單純に資本勘定以下×印の四個の勘定を祕密元帳へ移したるのみであつたならば、其の結果は一般元帳に就いても祕密元帳に就いても試算表は作製し得られないこととなつたであらう。何となれば此の場合には一般元帳にあつては借方合計 55 に對して貸方合計 30 となつて 25 の貸方不足を來し、又祕密元帳にあつては借方合計 55 に對して貸方合計 30 となつて 25 の借方不足を來したであらうからである。然るに一般元帳に於ては祕密元帳勘定が設けられ、又祕密元帳に於ては一般元帳勘定が設けられたる爲め、兩元帳とも各自獨立の試算表を作製し得ることとなつたのである。

4 最も普通なる元帳組織

次に最も普通なる元帳組織即ち得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳及び一般元帳の三部から成る所のものに於て、各部分元帳を Self-balancing Ledger となす方法を説明せんに、此の場合に於ては前節に説明したる一般元帳と祕密元帳との間に於ける關係が、(1)一般元帳と得意先勘定元帳との間、及び(2)一般元帳と仕入先勘定元帳との間に存在するのであるから、二對の綜括勘定が設けられることがとなるのである。以下に説明する(a)と(c)及び(b)と(d)が即ちこれである。

第一 一般元帳 (General Ledger) 先づ一般元帳に於ては分立したる得意先諸勘定並びに仕入先諸勘定に代るべき二

個の綜括勘定を設けなければならぬ、即ち(a)得意先綜括勘定、(b)仕入先綜括勘定が是れである

第二 得意先勘定元帳 (Sales Ledger) 得意先勘定元帳は、(c)一般元帳勘定を設定することに因つて Self-balancing Ledger となる。而して(c)は(a)の借方貸方を正反対にしたものであるに過ぎない。

第三 仕入先勘定元帳 (Purchases Ledger) 仕入先勘定元帳は、得意先勘定元帳と同様に(d)一般元帳勘定を設定することに因つて Self-balancing となるのである。而して此の綜括勘定は(b)の借方貸方を正反対にしたものである。

猶此所に注意すべきことは、第一に得意先勘定元帳と仕入先勘定元帳との間には何等の交渉がないから、之等二つの部分元帳の間には相對する綜括勘定は存在しないと云ふ事である。第二、(c)と(b)とは共に一般元帳勘定と云ふ同一名稱を以て呼ばれるけれども、其の内容は全く相異なることを勿論である。第三、所謂 Controlling Account (統制勘定と假に譯す)とは、一般元帳に設けてある綜括勘定のみを意味する、蓋し之に依つて主要元帳が補助元帳を統制するの謂である。即ち(a)得意先綜括勘定及び(b)仕入先綜括勘定は此の意味に於ける統制勘定である。何となれば(a)は之に依つて得意先勘定元帳を統制し、(b)は仕入先勘定元帳を統制するからである。

之に反して一般元帳勘定即ち(c)と(d)とは、統制勘定ではない。何となれば之等の総括勘定は單に補助元帳を Self-balancing Ledger とする爲めに設けられたるに過ぎないのであつて、之に依つて一般元帳を統制する爲めのものではないからである。之等の勘定は其の性質上に於て一般元帳を統制する力を有さないのみならず、補助元帳が主要元帳を統制すると云ふことは、上下の關係を顛倒するものである。此の故に(c)と(d)とは之を Controlling Account と呼はずして、特に Adjustment Account と稱する學者(例へば Bennett)がある。但し英國に於ては Adjustment Account と云ふ語が凡ての総括勘定を意味し、上述の如き區別を設けず、又 Controlling Account なる語は之を用ひないやうである。

5 総括勘定の説明

以下各種の総括勘定の内容並びに其の用法に就いて説明せん。此の場合に於て最も密接なる關係を有するものは、各種仕譯帳の様式並びに仕譯帳からの轉記の方法である。此の點に就いては次章の例題殊に記入済みの諸雑形を参照せよ。

第一 得意先総括勘定

此の勘定は又總得意先勘定 (Total Debtors Account)、得意先元帳勘定 (Sales Ledger Account)、受取勘定勘定 (Accounts Receivable Account) 等と稱せられる。一般元帳に設けられる

総括勘定にして、得意先勘定元帳を代表し且つ之を統制するものである。

得意先勘定元帳に在る X勘定、Y勘定、Z勘定 以下各個の得意先勘定に記入される記入は、悉く此の得意先総括勘定へも記入される。而して前者の記入は個々的轉記に依り、後者の記入は綜合的轉記に依るのである。例へば商品賣上帳からの轉記を取つて考へるに、既に説明したる如く賣上帳に記入される總ての掛賣は、取引のある毎に得意先勘定元帳の各得意先勘定の借方へ轉記され、一定期間例へば一ヶ月間の掛賣總額が月末に於て総括的に一般元帳の商品賣上勘定の貸方へ轉記されるのである。今若し元帳の分割がない場合であるならば、最早これ以上の手數を費す必要はない筈である。然るに元帳分割の結果として、更に一般元帳に在る得意先総括勘定へ第三の轉記を行ひ、且つ得意先勘定元帳に在る一般元帳勘定へ第四の轉記を行はなければならない。即ち月末に於ける賣上帳からの総括的轉記は、上記商品賣上勘定の貸方の外、更に一般元帳にある得意先総括勘定の借方及び得意先勘定元帳にある一般元帳勘定の貸方へ之を行はなければならない。

此の如く商品賣上帳から元帳勘定への轉記は、二對の複式記入を必要とする理である。此の外總て得意先勘定元帳又は仕入先勘定元帳に記入する取引は、皆同様の取扱法に従ひ、

二對の轉記を要するのである。

得意先総括勘定は、總ての得意先勘定が有する總ての借方項目と貸方項目とを網羅するものであるから、其の内容は大要下の如くである。

得意先総括勘定			
借方			貸方
年月日	説明	参照	金額
1月 1日	残 高	×	150
31日	掛賣商品	賣 上	500
			650
6月30日	現 金	現	300
	支拂割引	現	10
	受取手形	一仕	100
	戻り品	戻り	20
	貸倒損失	一仕	5
	残 高	×	215
7月 1日	残 高	×	215

(A) 借方項目

(1) 繰越残高 繰越残高は總ての勘定に於けるものと何等異なる所がない。而して其の計數が得意先勘定元帳の總ての勘定の繰越残高の合計と符合すべきであることは、勿論である。

(2) 掛賣商品の總額 此の項目は借方項目の中最も主なるものであつて、經營中に於ける借方記入項目は普通之れだけである。此の記入が商品賣上帳から総括的に轉記されることは、上述の如くである。

(3) 其の他の借方項目 例へば得意先X商店が掛金 100

上記得意先総括勘定の参照欄に於て、「賣上」は商品賣上帳、「現」は現金出納帳、「一仕」は一般仕譯帳、「戻り」は戻り品記入帳の略。猶各々の頁数をも記すことを論である。

圓を手形にて支拂ひたる場合に、其の手形が不渡となるときは其の支拂は無効となるが故に、

100 得意先X勘定/不渡手形勘定 100

の仕譯を以て得意先X勘定の借方に 不渡手形勘定 100 の記入をなすこととなる。従つて得意先綜合勘定にも此の記入が生ずる理である。

(B) 貸方項目

(1) 掛賣金の現金拂受取總額 凡て得意先が現金にて掛金を支拂ふときは、現金出納帳の得意先勘定元帳欄に之を記入し、之より得意先勘定元帳にある當該得意先勘定の貸方へ轉記する。之に對する借方記入即ち第二の轉記は、既に現金出納帳に在るから必要である。茲に掲げたる得意先総括勘定の貸方項目は其の第三の轉記であつて、一ヶ月の受取總額即ち現金出納帳の得意先勘定元帳欄の合計を轉記したものである。而して第四の轉記は第三の轉記の反對記入として得意先元帳勘定にある一般元帳勘定の借方へ入る。

(2) 支拂現金割引料 此の項目は(1)の項目と同じく現金出納帳から総括的に轉記する。即ち現金割引料勘定の借方への轉記と同時に、此の勘定の貸方及び得意先勘定元帳にある一般元帳勘定の借方へ轉記するのである。

(3) 賣掛金の手形支拂受取總額 得意先が手形にて賣掛

金の支拂をなすときは、一般仕譯帳又は受取手形記入帳に之を記録し、各個の計數を當該得意先勘定の貸方へ轉記し、且つ其の合計數を得意先綜括勘定の貸方へ轉記する。之に對する二個の借方記入は受取手形勘定及び得意先勘定元帳の一般元帳勘定に於てである。

(4) 戻り品 戻り品記入帳からの綜括轉記に依る。

(5) 貸倒損失 得意先に對して有する債權が貸倒となるときは、其の債權即ち當該得意先の勘定の借方残高を整理する爲め、其の勘定に貸方記入をなす。例へば下の如し。

200 貸倒損失勘定 / Y得意先勘定 200

此の貸方項目が得意先綜括勘定にも現れるのである。此の記入は一般仕譯帳を通して之を行ふ。

(6) 残高 次年度に繰越すべき残高であつて、決算に於ける得意先に對する債權の總額である。

第二 仕入先綜括勘定

此の勘定は又總仕入先勘定(Total Creditors Account)、仕入勘定元帳勘定 (Purchases Ledger Account)、支拂勘定勘定 (Accounts Payable Account) 等と稱せられる。一般元帳に在る綜括勘定にして仕入先勘定元帳を代表し、且つ之を統制するものである。此の勘定は上に述べたる得意先綜括勘定と相俟つて一般元帳を自制的元帳となす。

仕入先綜括勘定の内容は、大要下の如くである。

借方				仕入先綜括勘定				貸方	
年月日	説明	仕 頁 參 照	金額	年月日	説明	參 照	金額		
1月31日	現金支拂	現	300	1月 1日	残 高	×	180		
"	受取割引	現	10	31日	掛買商品	仕入	400		
"	支拂手形	一仕	100						
"	戻し品	戻し	50						
6月30日	残 高	×	120						
			580						
				7月 1日	残 高	×	120		

(A) 貸方項目

- (1) 繰越残高 得意先綜括勘定(A)の(1)の説明参照。
- (2) 掛買商品欄の總額 此の項目は商品仕入帳から其の合計を綜括轉記する。貸方項目の主なるものである。

(B) 借方項目

- (1) 掛買商品代金の現金拂總額 現金出納帳の仕入先勘定元帳欄から其の合計を轉記する。
- (2) 受取現金割引料 (1)と同様、但し受取割引欄の合計を轉記する。
- (3) 掛買商品代金の手形拂總額 一般仕譯帳又は支拂手形記入帳から綜括轉記する。

仕入先綜括勘定の參照欄に於て、「戻し」は戻し品記入帳「仕入」は商品仕入帳の略。

第三 一般元帳勘定

得先意勘定元帳及び仕入先勘定元帳にある一般元帳勘定に就いては特に説明すべきことがない。得意先総括勘定の借方へ轉記する項目は、總て得意先勘定元帳にある一般元帳勘定の貸方へ轉記され、同じく貸方へ轉記する項目は、總て其の借方へ轉記されるのである。又仕入先勘定元帳にある一般元帳勘定と仕入先総括勘定との關係も之と同様である。

第二十章

例　題

前章の説明を補ひ且つ三部元帳組織に伴ふ仕譯帳の組織及び様式並びに轉記の方法を明かにする爲めに、一つの例題を設け記入の結果を示さん。但し帳簿組織は現金出納帳、商品賣上帳、商品仕入帳、戻り品記入帳及び戻し品記入帳より成る第一次記録の帳簿と、得意先勘定元帳、仕入先勘定元帳及び一般元帳より成る元帳とである。

例　題

1 日	1000圓の銀行預金を以て營業を開始す	1000
2	什器を買入る、現金	100
3	A商店より商品を買入る、掛け $n/30$	500
4	B商品より 同 上、 同 上	300
5	X商店へ商品を賣る、 掛け $n/10, n/30$	200
6	Y商店へ 同 上、 掛け $n/30$	300
7	現金賣り	40
8	同 上	50
9	同 上	60
11	C商店より商品を買入る $2/10, n/30$	500
12	A商店より 同 上 $2/15, n/60$	250
13	Z商店へ商品を賣る $2/10, n/30$	150
14	同商店宛13日發送の商品一部返送し来る	50

15日	X商店より掛金の支拂を受く 但 2%の割引を與ふ	200
17	B商店より商品を買入る 2/10, n/30	250
18	C商店より 同 上 同 上	350
19	C商店より買入の商品一部返送す	50
20	C商店へ掛金を支拂ふ 但 2%の割引を受く	500
21	現 金 賣	45
22	同 上	25
23	Z商店より掛金の支拂を受く 但 2%の割引を與ふ	100
24	A商店へ掛金の中を支拂ふ	450
25	Y商店より掛金の支拂を受く	300
26	A商店へ掛金の中を支拂ふ 但 2%の割引を受く	250
27	B商店へ掛金の中を支拂ふ 但 2%の割引を受く	250
28	X商店へ商品を賣る 2/10, n/30	250
29	Y商店へ 同 上 同 上	300
30	Z商店へ 同 上 同 上	150
31	Y商店より商品一部を返送し来る	30
〃	銀行より引出す	200
〃	今月分諸費用を支拂ふ、但現金	50
〃	{ 家 給 貨 料 諸 雜 費 }	45
〃	私用のため引出す	30
		50

總て支拂は小切手にて行ひ、受取りたる現金は同日銀行へ預入る

現金出納帳

商品仕入帳

現金出納帳の参照欄に於て「G1」等は一般元帳 1 頁等の略、「S3」等は得意先勘定元帳 3 頁等の略、「P3」等は仕入先勘定元帳 3 頁等の略。其の他の仕譯帳に就いても同じ。

商品賣上帳

年月日	摘要	元頁	掛賣	現金賣	計
5	X商店 2/10, n/30	S 1	200		200
6	Y商店 n/30	✓ 2	300		300
7	現金賣	✓		40	40
8	現金賣	✓		50	50
9	現金賣	✓		60	60
13	Z商店 2/10, n/30	S 3	150		150
21	現金賣	✓		45	45
22	現金賣	✓		25	25
28	X商店 2/10, n/30	S 1	250		250
29	Y商店 2/10, n/30	✓ 2	300		300
30	Z商店 2/10, n/30	✓ 3	150		150
31	{ 得一意般元総括帳(貸)	G 8 12 S 4	1350		
	商品賣上(貸)	S 8	220		
				1570	

戻し品記入帳

年月日	摘要	元頁	金額
19	C商店	P 3	50
31	{ 戻し入先一般元総括帳(貸)	G 11 13 P 4	50

戻り品記入帳

年月日	摘要	元頁	金額
14	Z商店	S 3	50
31	Y商店	✓ 2	30
31	{ 戻り品(借)	G 9 12 S 14	80

得意先勘定元帳

借方		(1) X商店				貸方		
5	商品賣上	賣上 1	200	15	現割引	金料	現I 196	
28	同上	✓	250	✓		✓	4	
借方							(2) Y商店	
6	商品賣上	賣上 1	300	25	現	金	現I 300	
29	同上	✓	300	31	戻り	品戻り 1	30	

借方		(3) Z商店				貸方	
13	商品賣上	賣上 1	150	14	戻り品	戻り 1	50
30	同上	✓	150	23	現割引	金料	現I 98

凡て勘定に附したる番號は元帳の頁數を示す。例へば(1) X商店は得意先勘定元帳の1頁にあるX商店勘定の意。

(4) 一般元帳勘定			
借方			貸方
31 得意先総括 戻り 1 80	31 得意先総括 賣上 1 1350		
同 上 現 1 594			
〃 同 上 〃 6			

試 算 表

	合 計		残 高	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
X 商店 勘定	450	200	250	
Y 商店 〃 "	600	330	270	
Z 商店 〃 "	300	150	150	
一般元帳 〃 "	630	1350		670
	2030	2030	670	670

仕人先勘定元帳

(1) A 商 店			
借方			貸方
26 現 金 現 1 450	3 商 品 仕 入 仕 入 1 500		
26 同 上 〃 245	12 同 上 〃 250		
割 引 料 〃 5			

(2) B 商 店			
借方			貸方
27 現 割 金 現 I 245	4 商 品 仕 入 仕 入 1 300		
割 引 料 〃 5	17 同 上 〃 250		

(3) C 商 店			
借方			貸方
19 戻 し 品 戻 し 1 50	11 商 品 仕 入 仕 入 1 500		
20 現 割 金 現 I 400	18 同 上 〃 350		
割 引 料 〃 10			

(4) 一般元帳勘定			
借方			貸方
31 仕 入 先 総 括 仕 入 1 2150	31 仕 入 先 総 括 現 I 1450		
同 上	同 上 戻 し 1 20		
同 上	同 上 戻 し 1 50		

	合 计		残 高	
	借 方	贷 方	借 方	贷 方
A 商店 勘定	700	750		50
B 商店 〃 "	250	550		300
C 商店 〃 "	550	850		300
一般元帳 〃 "	2150	2150	650	
	3650	3650	650	650

一般元帳

借方 (1) 資本勘定 貸方

			1 現金	現金	1000
--	--	--	------	----	------

借方 (2) 私用勘定 貸方

31 現金	現金	50			
-------	----	----	--	--	--

借方 (3) 什器勘定 貸方

2 現金	現金	100			
------	----	-----	--	--	--

借方 (4) 家賃勘定 貸方

31 現金	現金	50			
-------	----	----	--	--	--

借方 (5) 給料勘定 貸方

31 現金	現金	45			
-------	----	----	--	--	--

借方 (6) 雜費勘定 貸方

31 現金	現金	30			
-------	----	----	--	--	--

借方 (7) 割引料勘定 貸方

31 諸口	現I	6	31 諸口	現I	20
-------	----	---	-------	----	----

借方 (8) 商品賣上勘定 貸方

			31 諸同	賣上I 上々	1350 220
--	--	--	-------	-----------	-------------

借方 (9) 戻り品勘定 貸方

31 諸口	戻しI	80			
-------	-----	----	--	--	--

借方 (10) 商品仕入勘定 貸方

31 諸口	仕入I	2150			
-------	-----	------	--	--	--

			31 諸口	戻しI	50
--	--	--	-------	-----	----

31 一般元帳	賣上I	1350	31 一般元帳	戻りI 上々	80 594 6
---------	-----	------	---------	-----------	----------------

借方 (13) 仕入先総括勘定 貸方

31	一般元帳	現1	1430	31	一般元帳	仕入1	2150
	同上	ク	20				
	同上戻し1		50				

試 算 表

	合計		残高	
	借方	貸方	借方	貸方
現金勘定	200	175	25	
銀行	"	1814	1730	84
資本	"	ク	1000	1000
私用	"	ク	50	50
什器	"	ク	100	100
家賃	"	ク	50	50
給料	"	ク	45	45
割引料	"	ク	6	20
雜費	"	ク	30	30
商品賣上	"	ク	1570	1570
商品仕入	"	ク	2150	2150
戻り品	"	ク	80	80
戻し品	"	ク	50	50
得意先総括	"	ク	1350	680
仕入先総括	"	ク	1500	2150
				650
	7375	7375	3284	3284

第二十一章

簿記體系と簿記形式

1 簿記體系と簿記形式

簿記體系と簿記形式との區別は、Hügli が其の著「簿記體系と簿記形式」(Die Buchhaltungs Systeme und Buchhaltungsformen, 1887) に於て之を闡明して以來、廣く認められる所となつた。簿記形式は其の數多く且つ其の數の増加する可能性が甚だ大であるが、之に反して簿記體系は其の數少く、或意味に於ては唯一個あるのみである。簿記體系の種類は簿記の目的及び本質に依つて生ずる。然るに簿記の目的又は本質には幾多の相異の存する筈があり得ないから、簿記體系には種類が少い。

Hügli は四種の簿記體系を區別した、即ち

(1) 單式簿記

(2) 複式簿記

(3) Kameralistische Buchhaltung

(4) Konstante Buchhaltung

が是れである。就中(3)と(4)とは企業の簿記ではなくして

官廳の簿記であるから、此處には問題にならない。従つて此處に問題となる簿記體系の種類は、單式簿記と複式簿記との二種である。

2 単式簿記

然らば之等二種の簿記體系の相異なる所は如何なる點であるかと云ふに、夫れは要するに複式簿記が其の組織に於て財產勘定系統と資本勘定系統とを有するに對して、單式簿記は僅に財產勘定系統、然も不完全なる財產勘定系統を有するに過ぎないと云ふ點である。

(a) 単式簿記は不完全なる財產勘定系統を有するに過ぎない。即ち單式簿記の元帳勘定に於て繼續的に記録する所の財產構成部分の種類は、企業財產の全體ではなくして其の一部に過ぎない。而して其の範囲の大小は單式簿記の發達の程度に依つて異り、或は得意先勘定及び仕入先勘定に限るものがあり、或は現金出納帳をも有するものがあり、或は更に商品勘定をも有するものがある。

併しながら凡て單式簿記に於ては企業財產の全體の狀態は其の元帳勘定に依つて之を知ることが出來ない。之が爲めには特に財產目錄を作製することを要する。換言すれば單式簿記に於ては財產目錄が主要なる計算を成し、勘定形式に依る繼續的の計算即ち固有の簿記は、企業財產の或部分に關する

特別の計算たるに止まり、寧ろ副たる地位を占めるに過ぎない。此の元帳勘定と財產目錄との簿記組織上に於ける相對的關係は、その複式簿記に於ける場合と全然正反対である。

(b) 単式簿記は資本勘定系統を有さない。此の事は單式簿記の主要なる特徴である。従つて單式簿記に於て資本の大きさを知るには、間接の計算に依つて純財產の大きさを算出するのみでなく、而して之れが爲めには上述の如く財產目錄を作製することを要する。即ち之に依つて積極財產と消極財產との差額を算出し、茲に初めて純財產即ち資本の大きさを知ることが出来るのである。

又企業經營の結果たる利益又は損失を知るにも、直接に元帳勘定の計數に依ることが出来ない。財產目錄の作製に依つて、一營業年度の始めと終りとに於ける資本の大きさを比較計算する方法を探らなければならぬのである。

之を要するに單式簿記は企業の財政状態の或一部分に就いての簿記である、即ち不完全なる簿記であるに過ぎない。而して完全なる簿記は複式簿記であるから、單式簿記を稱して「不完全なる複式簿記」と云ふことが出来る。之を換言すれば所謂簿記體系として其の完全なるものは、唯一つ複式簿記があるのみであつて、單式簿記は其の不完全なる、發達の半途にあるものであるに過ぎない。

以上の説明は簿記の本質に基き、殊に物的二勘定系統説の考へ方に據つて、單式簿記の特徴を明かにしたのである。併しながら單式簿記と複式簿記との區別を外形上の標準に依つて定め、複式簿記に於ては總ての取引を元帳勘定に記録するに方つて必ず借方貸方の複式記入をなすに對し、單式簿記に於ては借方又は貸方の單式記入をなすものである、と解釋する者がある。此の學説は從來英米に於ける通説であつて、複記式簿記 (Bookkeeping by Double Entry)、及び單記式簿記 (Bookkeeping by Single Entry) の名稱の由來を示すものであるが、所謂單式簿記に於ても複式記入を混用する場合があるから、勘定記入の單複は複式簿記と單式簿記との區別の正確なる標準とはなり得ないと云はなければならぬ。

3 簿記形式又は簿記方法

唯一の簿記體系を基本として多數の簿記形式又は簿記方法が考案される。各種の簿記形式は帳簿組織、帳簿の様式、仕譯、轉記の方法等細目、形式に關する差異に依つて、其の相異を生ずるのである。其の主なる點を擧げれば下の如し。

(1) 元帳勘定の種類

先づ簿記形式の差異は元帳に關して生ずる。而して元帳に設定する勘定の種類に綜括勘定を含むか否かに依つて、元帳組織の上に大なる差異を生ずる。即ち綜括勘定を元帳に設定す

るときは、一般元帳の外に特殊元帳又は補助元帳を設けることを必要とするこゝなる。

(2) 元帳勘定の配置法又は元帳の様式

元帳に關する第二の點は、(1)に於て決定したる勘定を如何なる形式に依つて元帳に配置するかと云ふ點である。即ち(a)普通の元帳の如く頁を追つて順次に勘定を配置するか、(b)又は一表の中に總ての勘定を配置するかの形式上の差異である。而して(b)を探る場合に於ては一表の中に收め得る勘定の數には自ら限度があるから、得意先勘定、仕入先勘定等に就いては綜括勘定を設定することを要する理である。此の點に於て(1)の點と密接なる關係を生ずる。

(3) 第一次記録の帳簿の種類、數並びに様式

次に第一次記録の帳簿に就いては、其の種類、數及び様式が問題となる。此の點に就いては下の如き種々の形態がある。

(a) 仕譯帳と元帳とが合併したる帳簿

(b) 單一の仕譯帳

(b1) 一個の金額欄を有するもの

(b2) 現金々額欄とその他の金額欄とを有するもの

(b3) 三個以上の金額欄を有する多桁式のもの

(c) 二個の第一次記録の帳簿、即ち仕譯帳と現金出納帳とを有するもの

(d) 三個以上の第一次記録の帳簿を有するもの、即ち現金出納帳、數種の特殊仕譯帳及び固有仕譯帳より成る所の第一次記録の帳簿組織。

(4) 第一次記録の帳簿から元帳へ轉記する方法

(a) 每日個々の記入を直接元帳へ轉記する方法

(b) 定期に綜合仕譯帳 (Sammeljournal) を通して元帳へ綜合轉記をなす方法

(c) 定期に各種仕譯帳の合計額を直接に元帳へ綜合轉記する方法。但し此の場合には個々的轉記を併せ行ふ。

4 簿記形式の主なる種類

第一 伊太利式簿記

伊太利式簿記は簿記形式の原形である。従つて最も簡単なる帳簿組織を有し、最も完全なる記帳手續を行ふ。即ち其の帳簿組織は一個の仕譯帳と一個の元帳とから成り (3.b)、仕譯帳から元帳へ轉記するには各記入毎に個々の轉記をなす (4.a) 猶補助帳簿として現金出納帳を用ふることがあるけれども、此の場合に於ても仕譯帳は完全に其の職能を有し、總ての取引は悉く之に記録されて後元帳へ轉記されるのである。

然るに現金出納帳に記録する現金取引を更に仕譯帳に記録することは、明かに不必要的二重の手數であるから、現金出納帳を補助帳簿の地位から引き上げて仕譯帳と同列に置く

やうになるべきことは想像し易いことである。従つて二個の第一次記録の帳簿を有する簿記形式が、伊太利式の原形から發達したのである (2.c)。

第二 獨逸式簿記

獨逸式簿記の名を以て呼ばれる簿記形式は數種ある如くであるけれども、此處に述べんとする所のものは、

仕 譯 帳 }
現金出納帳 } — 綜合仕譯帳 — 元帳

なる帳簿組織を有するものである。即ち此の簿記形式の特徴は、綜合仕譯帳 (Sammeljournal) が第一次記録の帳簿と元帳との中間にあつて、第一の帳簿に於て一度借方貸方に仕譯して記録してあるものを更に整理して綜合仕譯の形に改め、綜合轉記の方法に依つて元帳へ轉記する點にある (4.b)。

綜合仕譯帳に於ける整理は毎月々末に之を行ふ、従つて元帳勘定への轉記も一月おくれとなる理である。整理の方法には種々の形式がある。下に示すものは其の一例である。

総合仕譯帳

1924年12月

仕譯帳又は現金出納帳の頁数	日			元 頁	内 譯	合 計
		借方	貸方			
	31	A 勘定		1	10	
		2日 D 勘定へ			30	
		5 " " "			60	
		25 " " "			20	120
	31	B 勘定		2	40	
		15 A 勘定へ			70	
	31	C 勘定		3	70	
		20 A 勘定へ			50	
	31	D 勘定		4	280	
		30 B 勘定へ				
		貸方				
	31	A 勘定		1	40	
		15日 B 勘定より			70	110
		20 C " "			20	
	31	B 勘定		2	50	
		10 A 勘定より			70	
		30 D " "				
	31	D 勘定		4	100	
		2 A 勘定より			30	
		5 " " "			60	
		25 " " "			280	

第三 佛蘭西式簿記

獨逸式簿記の發達したる簿記方法にして、第一次記録の帳簿組織が仕譯帳と現金出納帳との代りに多數の特殊仕譯帳から成るもの(3.d)を佛蘭西式簿記と云ふ。

第四 英吉利式簿記

英吉利式簿記とは多數の第一次記録の帳簿と元帳から成る簿記形式であつて、前者から後者への轉記は直接之を行ひ、個々的轉記と綜合轉記とを併せ用ふるものである(4.a)。之を帳簿組織の上から見れば佛蘭西式簿記の綜合仕譯帳を缺くものである。

第五 亞米利加式簿記

以上述べたる諸種の簿記形式は凡て伊太利式の原形から發達して、漸次複雑なる記簿組織を形成するに至りたるものである。之に反して亞米利加式簿記は仕譯帳と元帳とを一冊の帳簿に併せたる形式である(3.a)。即ち元帳勘定は一表の中に配置され(2.b)、仕譯帳に相當する部分も亦同じ表の中に設けられてある。而して取引は先づ仕譯帳の部分に記録されたる上、元帳勘定へ轉記される(4.a)。得意先及び仕入先の諸勘定は其の數が甚だ多く、一表の中に之を總て配列することは不可能であるから、別に之等の諸勘定の爲めに補助元帳を設定しなければならない。従つて仕譯帳と元帳とを併せたる帳簿には其の綜合勘定を設けることとなる(2.b)。

初版印刷
初版發行
訂正再版印刷
訂正再版發行
增訂三版印刷
增訂三版發行
訂正四版印刷
訂正四版發行
增訂五版印刷
增訂五版發行

昭和二年五月二日 增訂六版印刷
昭和二年五月五日 增訂六版發行

著作権所有

著作者 上野道輔

發行者 江草重忠

東京市神田區一ツ橋通町五番地

印刷者 廣岡正之

東京市神田區錦町三丁目十六番地

增訂簿記原理奥附
定價金貳圓參拾錢

發行所書肆有斐閣

東京市神田區一ツ橋通町五番地
電話九段三二二・三二三三・振替東京三七〇番

終